

第一種動物取扱業における各種記録台帳等

下表の区分に従って、記録台帳等を調整し、5年間保管しなければなりません。(令和3年6月1日改正)

根拠法令

動物の愛護及び管理に関する法律（法）

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（施行規則）

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（基準省令）

	記録台帳	根拠法令	様式	対象業種等
①	動物に関する帳簿	法第21条の5第1項 施行規則第10条の2	(任意様式)	販売・貸出・展示・譲受飼養
②	清掃、消毒及び保守点検の実施状況	基準省令第2条第1号イ (3)	参考様式第9	全
③	獣医師による健康診断（毎年1回以上）の診断書 （1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫）	基準省令第2条第4号ハ	(任意様式)	全 （1年以上継続して飼養又は保管 を行う犬又は猫）
④	動物の繁殖の実施状況（動物を繁殖させる販売・貸出・展示業者）	基準省令第2条第6号ハ	参考様式第10	販売・貸出・展示 （動物を繁殖させる業者）
⑤	獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書（犬又は猫を繁殖させ、帝王切開を行った場合）	基準省令第2条第6号ト	(任意様式)	販売・貸出・展示 （犬又は猫を繁殖させ、帝王切開 を行った場合）
⑥	1日1回以上の巡回による動物の数及び状態確認実施状況	基準省令第2条第7号ム	参考様式第9	全
⑦	動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況について記録した台帳 （①の帳簿を備え付ける業種は不要）	基準省令第2条第7号エ	参考様式第11	全

動物販売業者等定期報告届出書

動物販売業者等（販売・貸出し・展示・譲受飼養業者） は、4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、定期報告を届け出なければならない。

（法第21条の5第2項、施行規則第10条の3）

- ① 年度当初の動物の種類ごとの数
- ② 各月毎に新たに所有した動物の種類ごとの数
- ③ 各月毎に販売、引渡しした、又は死亡した動物の種類ごとの数
- ④ 年度末の動物の種類ごとの数

*当該期間が終了後60日以内（5月30日まで）に、様式第11の2により届け出ること。

*新たに第一種動物取扱業の登録を受けた場合は、登録を受けた日からその年度の3月31日までの期間について届け出ること。